

○久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成22年3月23日

規則第101号

改正 平成22年9月30日規則第250号

平成24年6月27日規則第39号

平成24年11月14日規則第51号

平成25年11月11日規則第39号

平成26年11月6日規則第36号

平成27年12月28日規則第47号

平成28年3月31日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成22年久喜市条例第126号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障がいの状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障がいの状態は、別表第1のとおりとする。

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障がいの状態にあるときを除く。

(2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障がいの状態にあるときを除く。

(条例第2条第2項第1号ウ及び第2号ウの規則で定める程度の障がいの状態)

第4条 条例第2条第2項第1号ウ及び第2号ウに規定する規則で定める程度の障がいの状態は、別表第2のとおりとする。

(条例第2条第2項第1号オ及び第2号オの規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第1号オ及び第2号オに規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(母又は父の申立てにより発せられたものに限る。)を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

(条例第2条第5項の規則で定める社会保険各法)

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(条例第3条第4項第3号の規則で定める施設)

第7条 条例第3条第4項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設(通所により利用する施設を除く。)とする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係

る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

（条例第3条第4項第5号の規則で定める医療費支給事業）

第8条 条例第3条第4項第5号に規定する規則で定める医療費支給事業は、次のとおりとする。

（1） 久喜市子ども医療費支給に関する条例（平成22年久喜市条例第127号）に基づく医療費支給事業

（2） 久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例（平成22年久喜市条例第139号）に基づく医療費支給事業

（条例第4条第1項の規則で定める額）

第9条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第3の扶養親族等又は児童の数の区分に応じてそれぞれ定める額とし、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第4の扶養親族等又は児童の数の区分に応じてそれぞれ定める額とする。

（1） 条例第2条第2項第1号イ若しくはエ又は第2号イ若しくはエに該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

（2） 第5条第3号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの

（3） 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

（4） 第5条第4号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの

（5） 第5条第5号に該当する児童

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、別表第5の扶養親族等の数の区分に応じそれぞれ定める額とする。

（条例第4条第1項の所得の範囲）

第10条 条例第4条第1項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得（1月から6月までに申請するものについては、申請日の前々年の所得。条例第9条第2項の規定により届出する場合は対象となる年の前々年の所得。以下同じ。）のうち、次に掲げる所得とする。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）

(2) 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあっては、その監護する児童の父から、同号に規定する父の場合にあっては、その監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益にかかる所得（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。）

(3) 条例第3条第1項第1号に規定する児童が、同号に規定する母の場合にあっては、その監護する児童の父から、同号に規定する父の場合にあっては、その監護し、生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得は、前号に規定する父又は母の所得とみなす。

(条例第4条第1項の所得の額の計算方法)

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項

に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第6項に規定する条約適用配当等の額及び養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障がい者1人につき27万円（当該障がい者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。） 27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火

災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第6条に規定するひとり親家庭等医療費（以下この条において「ひとり親家庭等医療費」という。）の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を市長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（養育者を除く。）以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3で定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者（条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等（養育者に限る。）以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4で定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5で定める額以上であるとき。 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(条例第5条の受給者証の交付申請)

第13条 条例第5条の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳（様式第1号）に、条例第3条第1項の対象者及び条例第4条に規定する配偶者若しくは扶養親族に係る次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類

(2) ひとり親家庭等認定調書（様式第2号から様式第9号まで）

(3) 戸籍の謄本又は抄本

(3)の2 児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本（養育者の場合）

(4) 世帯全員の住民票の写し

(5) 前年の所得の状況を証する書類（1月から6月までに申請する者にあつては、前々年）

(6) 養育費申告書（様式第10号）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したとき（条例第4条の規定に該当するときを除く。）

は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳に記載して、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第11号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

4 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

5 市長は、条例第5条の規定により申請があった場合において、条例第4条の規定により対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（様式第13号。以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。

（受給者証の有効期間）

第14条 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の12月31日又は受給資格消滅日のうちいずれか早い日までとし、1月1日に更新する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

（1） 対象者等に異動があった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に条例第5条第1項の申請をしたとき 異動があった日

（2） 対象者が他市町村（特別区を含む。）から転入後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に条例第5条第1項の申請をしたとき 転入日

（3） 前2号に掲げるもののほか、対象者が災害その他やむを得ない理由により条例第5条第1項の申請をすることができなかった場合において、災害

その他やむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその申請をしたとき 災害
その他やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなったことが
生じた日

(受給者証の返還)

第 15 条 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、その
資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第 16 条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭
等医療費受給者証再交付申請書（様式第 14 号）により市長に受給者証の再交
付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚したときの前項の申請には、その受給者証を添えな
ければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見し
たときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

(支給の申請)

第 17 条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする受給者は、ひとり親家
庭等医療費支給申請書(様式第 15 号)により市長に申請しなければならない。

(支給決定の通知)

第 18 条 市長は、前条の申請の内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定し
たときは、ひとり親家庭等医療費支給台帳（様式第 16 号）に記載し、ひとり
親家庭等医療費支給決定通知書（様式第 17 号）により申請者に通知するもの
とする。

(条例第 9 条に規定する届出)

第 19 条 条例第 9 条第 1 項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給者変
更（消滅）届（様式第 14 号）に受給者証を添えて行わなければならない。

2 条例第 9 条第 2 項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申

請書（現況届）兼受給者台帳（様式第1号）に住民票、ひとり親家庭等認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得（未届出がある場合は未届出年すべての所得を含む。）の状況を証する書類を添えて、毎年11月1日から11月30日までに、行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

（受給者証の更新、支給停止の通知等）

第20条 市長は、前条の規定により届出を受理した場合（前条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。）において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは受給者証を交付し、又は同条の規定により対象者としないと決定したときは支給停止通知書により通知するものとする。

2 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めるときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書（様式第18号）により、当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

（添付書類の省略）

第21条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（その他）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年3月23日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年久喜市規則第30号。以下「合併前の久喜市規則」という。）、菖蒲町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する規則

(平成4年菖蒲町規則第24号)、栗橋町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則(平成5年栗橋町規則第12号)又は鷺宮町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則(平成4年鷺宮町規則第21号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に存する合併前の久喜市規則による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成22年9月30日規則第250号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定による申請及び届出は、この規則による改正後の久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定による申請及び届出とみなす。

- 3 この規則による改正前の久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成24年6月27日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、第11条の規定により計算される平成23年以後の所得の額から適用し、同条の規定により計算される平成22年以前の所得の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年11月14日規則第51号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年8月1日において、この規則による改正後の久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第5条第2号に規定する要件に該当している児童を施行日において現に監護し、養育している者が、平成24年12月28日までの間に受給者証の交付申請をしたときは、受給者証の始期は平成24年8月1日からとする。
- 3 この規則による改正前の久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成25年11月11日規則第39号)

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則 (平成26年11月6日規則第36号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定による申請及び届出は、この規則による改正後の久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定による申請及び届出とみなす。
- 3 この規則の施行の際この規則による改正前の久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則による用紙で、現に残存するものは、所用の修正を加え、なお使用することができる。
- 4 平成27年6月以前の資格審査に係る改正後の第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦

福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。

- 5 平成27年7月から平成28年6月までの資格審査に係る第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則（平成27年12月28日規則第47号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第31号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの

- 3 平衡機能に著しい障がいをも有するもの
 - 4 そしゃくの機能を欠くもの
 - 5 音声又は言語機能に著しい障がいをも有するもの
 - 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをも有するもの
 - 8 1 上肢の機能に著しい障がいをも有するもの
 - 9 1 上肢のすべての指を欠くもの
 - 10 1 上肢のすべての指の機能に著しい障がいをも有するもの
 - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 12 1 下肢の機能に著しい障がいをも有するもの
 - 13 1 下肢を足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをも有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2 (第4条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの

- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをも有するもの
 - 6 両下肢の機能に著しい障がいをも有するもの
 - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいをも有するもの
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいをも有するもの
 - 10 精神に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいをも有するもの
 - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働をすることを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障がいをも有するものであって、当該障がいの原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3 (第9条関係)

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は

	控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）があるときは、当該特定扶養親族等1人につき150,000円を、その額に加算した額)
--	--

別表第4（第9条関係）

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円を加算した額)

別表第5（第9条関係）

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき(当該老人扶

養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人
扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人に
つき) 60,000円を加算した額)

【記入上の注意】

1 ②の欄

- (1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。住所と住民登録地が違うときは、現在所を()書きで記入してください。
- (2) 「生活保護等、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。なお、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方は、「生活保護等の受給状況」欄に記入してください。

2 ②の欄

ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。

3 ③の欄

申請者、児童及び申請者と生計を同じくする人全員について記入してください。

4 ④の欄

児童に障がいがあるときは、氏名と障がいを記入してください。

5 ⑤の欄

支給される医療費の振込先金融機関を記入してください。

6 ⑥の欄

「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。

「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日保」は日雇特別被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済、「後期」は後期高齢者医療制度の略です。

7 ⑦の欄

事実上の婚姻関係にある配偶者も含みます。

8 ⑧の欄

あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等直系血縁と兄弟姉妹があるときに記入してください。

9 ⑨の欄

地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人扶養親族、特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その数を()内に再掲してください。

10 ⑩の欄

当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳に達した日の属する年度の末日までの児童(障がいの場合は20歳未満の者)をいいます。

11 この申請書に次の書類を添えてください。

- (1) あなたと児童の健康保険証
- (2) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本(あなたが養育者であるときは、児童の父母の戸籍又は除籍謄本又は抄本)
- (3) 世帯全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)
- (4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市町村長の所得証明書
- (5) ひとり親家庭等認定調査書
- (6) ②の欄のひとり親家庭等となった事由について、その事実を明らかにできる書類
- (7) ④に記入の場合は、障がいの程度を確認できる書類
- (8) 養育費申告書
- (9) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記(2)から(8)までの書類は必要ありません。)

※ この申請書を現況届とする場合は、上記(3)から(5)まで及び(8)の書類を添えてください。

12 税の申告を行っていない場合は、この事業の支給を受けられません。(被扶養者となっていた場合は除きます。)

13 申請について、不明な点は担当の職員におたずねください。

様式第2号(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ア 離婚」に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他の参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解消理由	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

久喜市長 あて

住所
氏名

様式第3号(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「イ 死亡」に該当する場合)

死亡した児童の 父又は母の氏名	
死 亡 年 月 日	年 月 日
そ の 他 の 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

久喜市長 あて

住所
氏名

様式第4号(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ウ 障がい」に該当する場合)

障がいの状態にある 児童の父又は母の氏名					
障がいの名					
確 認 方 法	確認書類	1 身障手帳	2 療育手帳	3 診断書	4 その他
	手帳等の番号				
	等級				
	発行者				
その他参考事項					

上記の障がい確認が診断書による場合

就労状況	1 就労している 2 就労していない (理由) 3 現在休職中 (休職期間)
日常生活状況	1 介護状況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通院等の状況	通院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

久喜市長 あて

住所
氏名

様式第5号(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない 期 間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない 状 況	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

久喜市長 あて

住所
氏名

様式第6号(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「オ 遺棄」に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童の関係	1 実父(母) 2 義父(母) 3 認知した父
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1 不明 2 判明 住所 電話
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有(頻度)
仕 送 り	1 無 2 有 (1)定期的に有り(月 円) (2)時々有り(1回 円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有(年 月 警察署届出)
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親 3 その他()
遺棄している児童の父又は母の住民基本台帳への記録	1 無 2 有(抹消予定 年 月 日)
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

久喜市長 あて

住所
氏名

様式第6号の2（第13条関係）

⑧ ひとり親家庭等認定調書

（申請書②の欄「カ 保護命令」に該当する場合）

保護命令の申立てをした父又は母の氏名	
保護命令を受けた者（相手）と児童の関係	1 父（母） 2 父（母）の配偶者
保護命令申立ての内容	1 退去命令 2 接近禁止命令 3 子への接近禁止命令 4 親族等への接近禁止命令 5 電話等禁止命令
保護命令決定日	年 月 日
保護命令確定日	年 月 日
保護命令の有効期間	年 月 日
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在は無いが将来は考えたい
添付書類	1 保護命令決定書の謄本及び確定証明書 2 児童扶養手当請求用確定証明書

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

久喜市長 あて

住所

氏名

様式第7号(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「キ 拘禁」に該当する場合)

拘禁されている児童の 父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
そ の 他 の 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

久喜市長 あて

住所
氏名

様式第8号(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ク 未婚の女子の子」に該当する場合)

父 の 状 況	1 不明 (理由) 2 判明 氏 名 住 所 妻の有無 1 有 2 無
子どもの安否を気遣う 電話、手紙等	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子どもの安否を気遣う 訪問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕 送 り の 状 況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
生 計 の 維 持 方 法	
そ の 他 参 考 事 項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

久喜市長 あて

住所
氏名

様式第9号(第13条関係)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ケ 父母死亡」及び「コ その他」に該当する場合)

児童の父の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

久喜市長 あて

住所
氏名

様式第10号(第13条関係)

養育費申告書

※ 受付年月日 _____年 ____月 ____日

	受取人	養育費の額	だれからのものか	備考
1月	母(父)・児童	円		
2月	母(父)・児童	円		
3月	母(父)・児童	円		
4月	母(父)・児童	円		
5月	母(父)・児童	円		
6月	母(父)・児童	円		
7月	母(父)・児童	円		
8月	母(父)・児童	円		
9月	母(父)・児童	円		
10月	母(父)・児童	円		
11月	母(父)・児童	円		
12月	母(父)・児童	円		
合計	母(父)	円		
	児童	円		

上記のとおり相違ありません。

年 ____月 ____日 氏名 _____ ㊟

- (注)1 前夫(妻)(ひとり親家庭等医療費の支給対象となっている児童の父(母)から前年(ただし、1月から6月までの間に申請する人の場合は前々年。現況届をする人の場合は対象となる年の前々年)に、受給者又は児童が受け取った金品その他の経済的利益(以下「養育費」といいます。)がある場合には、その額を記入してください。
- 2 養育費がない場合は「養育費の額」の欄に必ず「0」を記入してください。
- 3 養育費は、ひとり親家庭等医療費支給制度における所得となりますので、正確に申告してください。
- 4 上記の※の欄は、担当者が記入しますので、記入しないでください。

様式第11号(第13条関係)

(表)

① ひとり親家庭等医療費受給者証					
記号番号					
申請者	氏名				
	住所				
受給者	氏名	続柄	生年月日	備考	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				
年 月 日交付					
久喜市長 印					

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、久喜市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例により、保険給付の一部負担金について支給を受けることができる証ですので、大切に保管してください。
- 2 この制度を利用し診療を受けるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に医療機関等の窓口にて提示してください。
- 3 学校（幼稚園）管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担制度から支給される医療費については、この制度では支給できません。この場合は、受診の際この証を医療機関等に提示しないでください。
- 4 次の場合は必ず市に届出をしてください。
 - (1) 転出や死亡などで資格が喪失したとき
 - (2) 住所、氏名、加入保険、振込口座などに変更があったとき
 - (3) 生活保護またはそれに準ずる制度の適用を受けることになったとき
 - (4) その他、資格登録内容に変更が生じたとき
- 5 この証は、支給資格を喪失したときは速やかに市に返してください。
- 6 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします。

様式第12号(第13条関係)

(表)

ひとり親家庭等医療費受給者証
交付申請却下決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費受給者証交付申請に
ついては、審査の結果、次の理由で対象者と認められませんので通知します。

氏 名

理 由

(裏)
教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第13号(第13条関係)

(表)

ひとり親家庭等医療費支給停止通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



次のとおり、ひとり親家庭等医療費の支給停止を決定しましたので通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

(裏)
教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日(1)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第14号(第16条、第19条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届
ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書

受給者証記号番号				
変更の場 合	新氏名 (旧氏名)	() () のため変更)		
	個人番号 (旧番号)	() ()		
	新住所 (旧住所)	() ()		
	(新)職 業			
	勤務先			
	勤務先所在地			
	(新)加入医療保険	世帯主・被保険者・ 組合員・加入者の氏名	申請者との 続柄	
		記号・番号		
		保険者名		
		保険者所在地		
(新)振込口座	金融機関名	銀行・信用金庫・農業協同組合		
	支店名	本店・支店・出張所		
	口座番号	普通・当座		
	口座名義人			
その他の事項				
変更年月日		年 月 日		
消滅の場 合	消滅理由	1 他市町村に転出 転出先() 電話() 2 生活保護等受給 3 死亡 4 ひとり親家庭等でなくなった(理由: () 5 その他(理由: ()		
	消滅年月日	年 月 日		
再交付	受給者証再交付申請理由 1 紛失した 2 破いた 3 汚した 4 その他(理由: ()			
扶養義務者又は配偶者の氏名及び個人番号	(氏名) (個人番号)	扶養義務者又は配偶者の氏名及び個人番号	(氏名) (個人番号)	
上記のとおり、ひとり親家庭等医療費支給事業の申請事項の変更を届出 受給資格の消滅を届出します。 受給者証の再交付を申請 年 月 日 久喜市長 あて 住所 久喜市 氏名				

様式第15号(第17条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費支給申請書

年 月 日

久喜市長 あて

住所
氏名
電話 ()

次のとおり医療費を申請します。

受 給 者	受給者証 記号番号		加 入	世帯主・被保険 者・組合員・加 入者の氏名	
	ふりがな 氏名		医 療	市民税の状況	課税・非課税
区 分	入院	年 月 日から入院日数 日	保 険	名 称	電話 ()
	外来	年 月分外来日数 日			

注) 1 上部申請書は、申請者が記入してください。

	入院	日	外来	日
--	----	---	----	---

領 収 書

¥ _____

ただし、 年 月分保険診療一部負担金(他法本人負担金 _____ 円含む)
 _____ 入院時食事療養標準負担額は含まない _____

保 険 診 療 総 点 数	点	他 法 負 担 分 点 数	点
---------------	---	---------------	---

¥ _____ (算定食数 _____ 食)ただし、入院時食事療養標準負担額
 _____ 年 月 日
 _____ 様

医療機関等所在地(住所)
 名 称
 氏 名

㊦

注) 1 上部領収書は、医療機関等で記入してください。

2 「他法負担点数」の欄は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

処 理 欄	受付	年	月	日	通知	年	月	日	支払	年	月	日
	保険診療一部負担金	高額療養費	附加給付	条例第7条自己負担金	支 給 額 計							
	円	円	円	円								
	入院時食事療養標準負担額	市民税非課税	(非課税で90日超)									
円× 食= 円	円× 食= 円	円× 食= 円		円								

様式第17号(第18条関係)

ひとり親家庭等医療費支給決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付で申請のあったひとり親家庭等医療費については、下記
のとおり支給することに決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給方法
あなたの指定金融機関の口座に振り込みました。

様式第18号(第20条関係)

(表)

ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅しましたので通知します。

1 消滅者氏名

2 消滅した年月日 年 月 日

3 消滅した理由

(裏)
教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、久喜市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、久喜市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において久喜市を代表する者は、久喜市長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号 (第13条、第19条関係)

様式第2号 (第13条関係)

様式第3号 (第13条関係)

様式第4号 (第13条関係)

様式第5号 (第13条関係)

様式第6号 (第13条関係)

様式第6号の2 (第13条関係)

様式第7号 (第13条関係)

様式第8号 (第13条関係)

様式第9号 (第13条関係)

様式第10号 (第13条関係)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第13条関係)

様式第13号 (第13条関係)

様式第14号 (第16条、第19条関係)

様式第15号 (第17条関係)

様式第16号 (第18条関係)

様式第17号 (第18条関係)

様式第18号 (第20条関係)